

令和7年度 法人税関係法令の改正のポイント

※ この資料は、令和7年6月30日現在において公布されている法令及び同日現在の法令解釈通達に基づいて作成しています。

【略語】

この資料において使用している略語は、次のとおりです。

改正法	所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)
改正法令	法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令(令和7年政令第121号)
改正法規	法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和7年財務省令第19号)
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第127号)
改正措規	租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和7年財務省令第26号)
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
防確法	改正法による改正後の我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法
新リース会計基準	リースに関する会計基準(企業会計基準第34号)
旧リース会計基準	リース取引に関する会計基準(企業会計基準第13号)
収益認識会計基準	収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号)
食品等流通法等改正法	食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律(令和7年法律第69号)
食品等持続的供給実現法	食品等流通法等改正法による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律
再資源化事業等高度化法	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(令和6年法律第41号)
農林漁業法人等投資円滑化法	農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)
基通	昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)
措通	昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達(法人税編)の制定について」(法令解釈通達)

目 次

1 新リース会計基準に対応する改正	3
・ リースに関する会計基準の公表	4
・ 借手の処理(オペレーティング・リース取引に係る賃貸借取引)の見直し	10
・ 借手の処理(リース期間定額法)の見直し	11
・ リース期間定額法の見直しに伴う経過措置	12
・ 貸手の処理(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)の見直し	13
・ 延払基準の特例の廃止に伴う経過措置	14
・ その他の改正	15
2 防衛特別法人税の創設	16
・ 制度の概要	17
・ 課税標準法人税額及び税額の計算	18
3 中小企業者等の法人税率の特例の見直し	19
4 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度の創設	22
5 外国子会社合算税制の見直し	24
・ 合算時期の見直し	25
・ 添付・保存書類の範囲の見直し	26
6 その他主な改正の項目	27
・ 非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法の見直し	28

1 新リース会計基準に対応する改正

【会計基準改正】リースに関する会計基準の公表

令和6年9月に企業会計基準委員会より新リース会計基準が公表されました(※)。旧リース会計基準からの見直しの内容は以下のとおりです。

- 1 借手については、これまでのオペレーティング・リース(賃貸借取引に準じた会計処理)とファイナンス・リース(売買取引に準じた会計処理)の区分を廃止し、使用权資産とリース負債を計上する単一の会計モデルを採用することとされました。
- 2 貸手については、引き続きオペレーティング・リースとファイナンス・リースを区分することとし、その区分に応じた処理を行うこととされました。なお、ファイナンス・リースの場合の会計処理のうち、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法(第2法)による会計処理は、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったことを踏まえて、廃止することとされました。
- 3 新リース会計基準は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用することとされていますが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度の期首からの早期適用も認めることとされました。

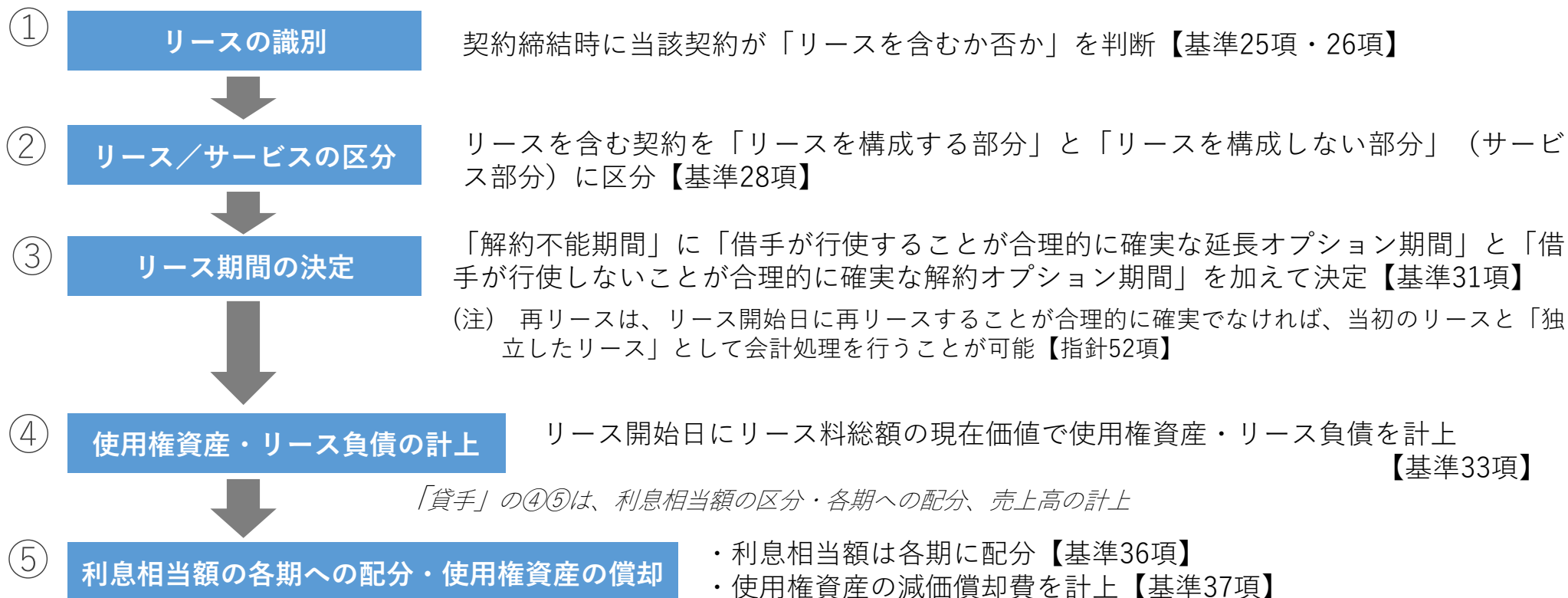
【会計基準の見直しの概要】

リースの区分	借 手		貸 手	
	旧リース会計基準	新リース会計基準	旧リース会計基準	新リース会計基準
ファイナンス・リース	売買取引に準じた会計処理	原則、全てのリース取引について、使用权資産及びリース負債を計上	売買取引に準じた会計処理	割賦基準の廃止
オペレーティング・リース	賃貸借取引に準じた会計処理		賃貸借取引に準じた会計処理	

※ 監査対象法人以外の法人(中小企業など)については、引き続き中小企業の会計に関する指針又は中小企業の会計に関する基本要領に則った会計処理も可能とされています。

借手側の会計処理 全体の流れ

「貸手」も①～③までの流れは同様



【通達事項】

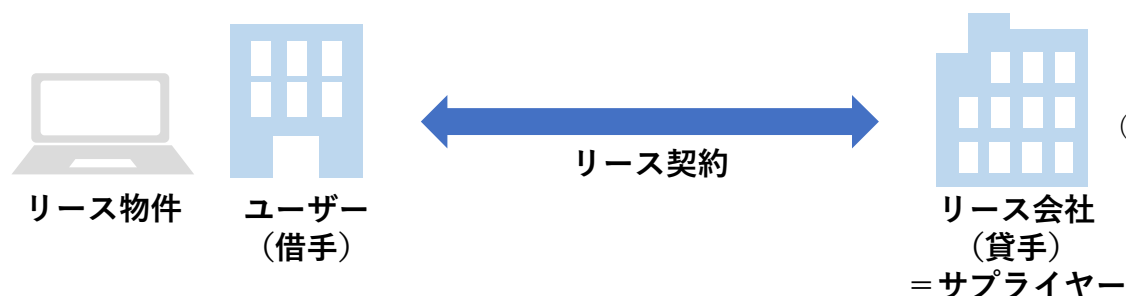
見直し後のリース会計基準に定める上記の会計処理の方法による場合には、税務上もその処理を認める。
具体的には、次ページ以降のとおり。

①

借手側の会計処理 リースの識別

「貸手」も同様の処理を行う

- 契約締結時に、当該契約が「リースを含むか否か」を判断する。【基準25項・26項】



(注) 新リース会計基準のリースの識別の項では、借手から見て契約の一方の当事者（リース会社）のことを「サプライヤー」と表現しているが、一般的なリース契約における「サプライヤー」（リース会社に対するリース物件の売主）とは異なる。

新リース会計基準 リース識別の判断

- 資産が特定されているかどうかの判断【指針6項】
→リース契約において「リース物件」が特定されているため、「**特定された資産**」と判断できる。
- 使用期間（リース期間）全体を通じて、資産の使用を支配する権利が（ユーザーに）移転しているかどうかの判断（①②のいずれも満たす場合）【指針5項】
 - 特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有する。
 - 特定された資産の使用を指図する権利を有する。→ユーザーは、リース期間中にリース物件を専属的に使用することができ、リース会社がリース物件の使用に関する指図をすることはないため、**①②の要件に該当**する。

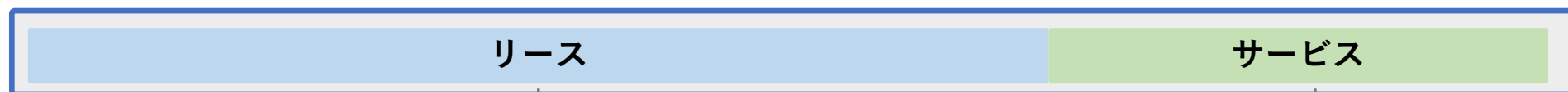
『 = = = = = 』
『 **【通達事項】** 』
『 なし（②リース／サービスの区分の通達対応（次ページ）に包含） 』
『 = = = = = 』

②

借手側の会計処理 リース／サービスの区分 「貸手」も同様の処理を行う

- リースを含む契約を「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」(サービス部分)に区分する。【基準28項】

リースを含む契約(新リース会計基準の原則的な考え方)



「リース」と「サービス」を独立価格の比率で配分【指針11項】

独立価格の比率について、貸手等が当該構成部分又は類似の構成部分について企業に個々に請求するであろう価格に基づいて算定する。借手においてリースを構成する部分とリースを構成しない部分の独立価格が明らかでない場合、借手は、観察可能な情報を最大限に利用して、独立価格を合理的な方法で見積もる。【指針BC17項】

(注) 「リース部分」と「サービス部分」を区分せずに、全てを「リース部分」とすることも可能【基準29項】

【通達事項】(借手、貸手)

リースを含む契約に「リースを構成する部分」と「リースを構成しない部分」とがある場合において、リース会計基準に定める方法により会計処理を行うときには、これらの方法により区分された後の「リースを構成する部分」について、それぞれ以下のとおりとする。

- 借手：法31条その他減価償却費の計算に関する規定及びこれらの規定に係る通達の定めを適用する。(基通7-6の2-17) 法53条の規定及び同条関係通達の定めを適用する。(基通12の5-3-3)
- 貸手：そのリースを構成する部分を1つの単位として、収益の額を計上をすることができる。(基通2-1-1(2))
- 借手・貸手共通：法64条の2・法令131条の2の規定<リース取引の判定、所得の金額の計算>及びこれらの規定に係る通達の定めを適用する。(基通12の5-1-7)

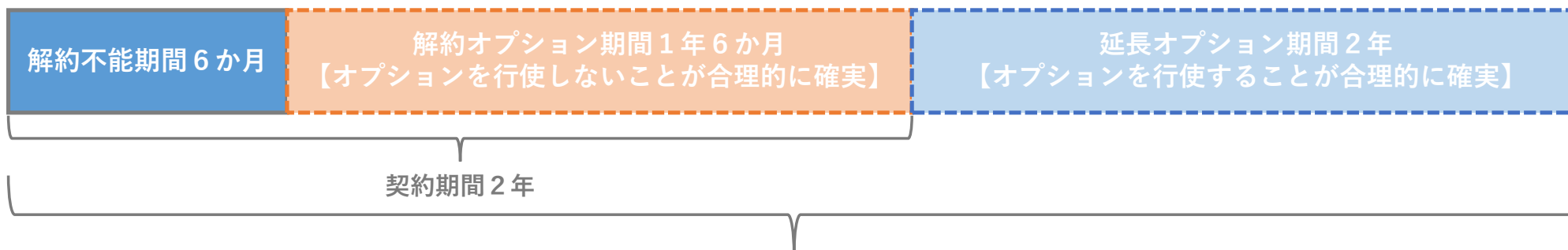
③

借手側の会計処理 リース期間の決定 「貸手」も同様の処理を行う

- リース期間は「解約不能期間」に「延長・解約オプション期間」を加えて決定する。【基準31項】
- 設備のリースは、**解約不能期間 = リース契約で定めるリース期間**となり、原則として再リースは考慮しない。

リース期間の考え方 (新リース会計基準の原則的な考え方)

例：契約期間2年、借手は2年の契約期間を更新できる(延長オプション)。解約不能期間6か月、6か月経過後に解約オプションを行使できる。



(注) リース期間4年に支払うリース料総額に基づき使用权資産・リース負債を計上する。

【通達事項】 (借手)

リースの借手がリース会計基準に定めるリース期間を用いて経理を行っているリース資産に係るリース期間定額法の規定等の適用に当たっては、そのリース会計基準に定めるリース期間を用いる。(基通7-6の2-10の2)

借手側の会計処理 使用権資産・リース負債の計上など

- ・ リース開始日にリース料総額の現在価値で使用権資産・リース負債を計上する。【基準33項】
- ・ 利息相当額は各期に配分し、使用権資産の減価償却費を計上する。【基準36項・37項】

例：リース料総額60,000千円、物件金額48,000千円、リース期間60か月（月額リース料1,000千円）、借手の追加借入利率8%。

リース料の現在価値計算

使用権資産・リース負債計上

利息相当額の各期への配分

【通達事項】

- リース資産の取得価額（借手）
賃借人におけるリース資産の取得価額は、リース期間中のリース料の額の合計額による。（基通7-6の2-9）
（注）資産除去債務の金額など、従来から税務上の取得価額として認められないものは取得価額に含まれない。

資 産

使用権資産
48,000千円

負 債

リース負債
48,000千円

リース開始日

リース料の元利展開

第1回分のリース料支払い 1,000千円

【利息分】→ 費用計上

リース負債48,000千円×割引率9.154%×1か月／12か月＝366千円

【元本分】→ リース負債の減額

支払リース料1,000千円－利息分366千円＝634千円

使用権資産の減価償却

減価償却は毎月実施すると仮定
（残存価額0、リース期間定額法）

【減価償却費】→ 費用計上

使用権資産48,000千円×1か月／60か月＝800千円

【通達事項】

- 減価償却資産の償却費の損金経理額に含まれるもの（借手）
リース会計基準に基づき使用権資産の減価償却費として経理した金額は、法人税法の減価償却資産の償却費として損金経理をした金額に含まれる（基通7-5-3）

【法令改正①】借手の処理(オペレーティング・リース取引に係る賃貸借取引)の見直し

法人がオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、引き続き賃貸借取引として支払賃借料を損金の額に算入することとされました。具体的には、オペレーティング・リース取引に係る契約をした事業年度以後の各事業年度においてその契約に基づきその法人が支払うこととされている金額(※1)がある場合には、その支払うこととされている金額のうち債務の確定した部分の金額をその各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました(法53)(※2)。

また、ファイナンス・リース取引については、基本的には従前どおりの取扱いとなりますが、所有権移転外リース取引に係るリース資産の償却方法(リース期間定額法)につき所要の改正が行われました(次ページ参照)。

【借手の取扱い】

会計上の取扱い		税務上の取扱い	
リースの区分	新リース会計基準への変更に伴う見直しの概要	改正前	改正後
所有権移転ファイナンス・リース	- リースの区分を廃止 - 原則、全てのリースにつき、貸借対照表に使用権資産及びリース負債を計上 - 使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を費用計上	リース資産の売買があったものとして、自己所有の減価償却資産と同じ償却方法により償却	
所有権移転外ファイナンス・リース		リース資産の売買があったものとして、リース期間定額法により償却 (次ページ参照)	
オペレーティング・リース		会計処理に従い、賃貸借取引として処理 (別段の定めなし)	引き続き、賃貸借取引として支払賃借料の額を損金算入(法53)

※1 その資産の賃借のために要する費用の額又はその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、原価の額並びに固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除きます(法53①)。

※2 令和7年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます(改正法附則14)。

【法令改正②】借手の処理(リース期間定額法)の見直し

令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却(リース期間定額法)については、そのリース資産の取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点に1円(備忘価額)まで償却できることとされました(法令48の2①六・④、61①ニイ・ハ)。

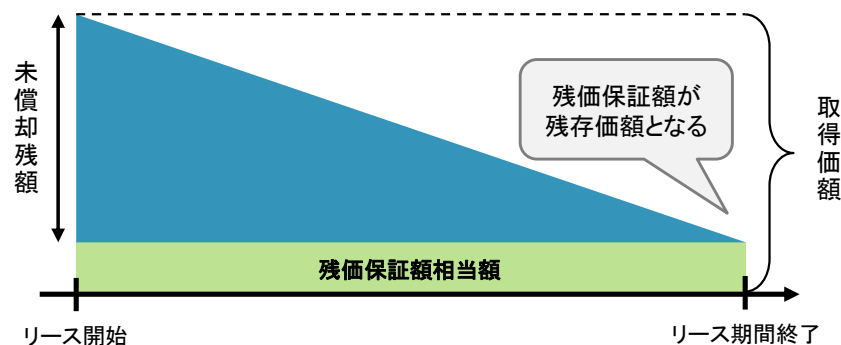
また、リース期間定額法の見直しに伴い、所要の経過措置が講じられました(次ページ参照)。

[リース期間定額法のイメージ図]

改正前

< 計算式 >

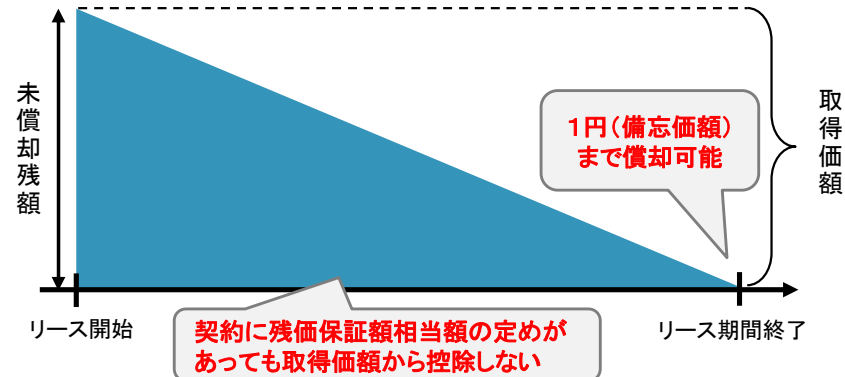
$$\text{償却限度額} = (\text{リース資産の取得価額} - \text{残価保証額}) \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$



改正後

< 計算式 >

$$\text{償却限度額} = \text{リース資産の取得価額} \times \frac{\text{当期におけるリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$



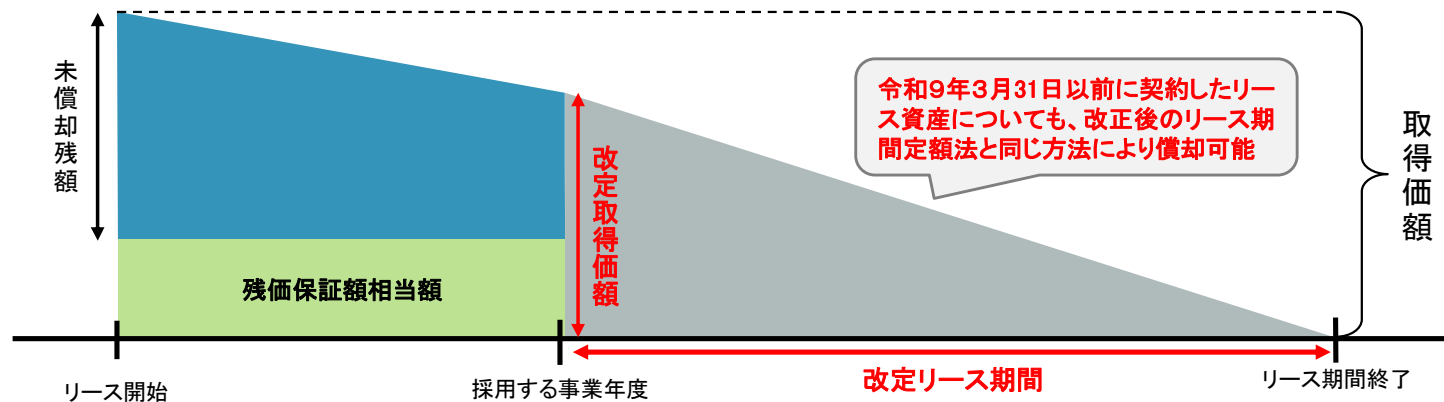
【法令改正②】リース期間定額法の見直しに伴う経過措置

リース期間定額法の見直しに伴い、経過リース資産(※1)については、その経過リース資産を有する法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度において、リース期間定額法に代えて経過リース期間定額法(※2)を選定することができる経過措置が講じられました(改正法令附則7②)。

ただし、この経過措置の適用を受けようとする法人が、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度において有する経過リース資産のいずれかについて経過リース期間定額法を選定しない場合には、この経過措置の適用を受けることはできません(改正法令附則7②)。

また、この経過措置の適用を受けようとする法人は、経過リース期間定額法を採用しようとする事業年度(令和9年3月31日後最初に開始する事業年度以前の事業年度に限ります。)に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(改正法令附則7③、改正法規附則2)。

【経過リース期間定額法のイメージ図】



※1 経過リース資産とは、リース資産のうちそのリース資産についての所有権移転外リース取引に係る契約が令和9年3月31日以前に締結されたもの(その取得価額に残価保証額に相当する金額が含まれているもの)に限ります(改正法令附則7②)。

※2 経過リース期間定額法とは、経過リース資産の改定取得価額(※3)を改定リース期間(※4)の月数で除して計算した金額にその事業年度におけるその改定リース期間の月数を乗じて計算した金額を各事業年度の償却限度額として償却する方法をいいます(改正法令附則7②)。

※3 改定取得価額とは、経過措置の適用を受ける経過リース資産のその適用を受ける最初の事業年度開始の時(その経過リース資産がその最初の事業年度開始の時に事業の用に供したものである場合には、その事業の用に供した時)における取得価額(その最初の事業年度の前事業年度までの各事業年度においてした償却の額で損金の額に算入された金額がある場合には、その金額を控除した金額)をいいます(改正法令附則7④)。

※4 改定リース期間とは、経過措置の適用を受ける経過リース資産のリース期間のうちその適用を受ける最初の事業年度開始の日以後の期間をいいます(改正法令附則7④)。

【法令改正③】貸手の処理(リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例)の見直し

新リース会計基準において割賦基準(第2法)が認められなくなったことを踏まえ、法人税法上のリース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例(延払基準の特例)は、廃止されました(旧法63、旧法令124～128)。

なお、延払基準の特例の廃止後においても、新リース会計基準において引き続き認められる第1法及び第3法により経理された収益及び費用の額は、益金の額及び損金の額に算入されます(法22、22の2)。

また、延払基準の特例の廃止に伴い、所要の経過措置が講じられました(次ページ参照)。

【貸手の取扱い】

		会計基準	税務上の取扱い(適用条文)
第1法	改正前	リース取引開始日に売上高(リース料総額)と売上原価(現金購入価額)を計上し、その差額を利息相当額(各期末後に対応する額は繰延べ)として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入 (旧法63)
	改正後	リース取引開始日に売上高(リース料から利息相当額を控除した額)と売上原価(帳簿価額)を計上し、各期の受取リース料のうち利息相当額を各期の損益として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入 (法22、22の2)
第2法	改正前	受取リース料を各期において売上高として計上し、その金額から各期に配分された利息相当額を差し引いた額を売上原価として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入 (旧法63)
	改正後	廃止	適用なし
第3法	改正前	各期の受取リース料を利息相当額と元本回収とに区分し、利息相当額を各期の損益として処理する方法	会計上経理した金額を益金及び損金算入 (旧法63)
	改正後	継続	会計上経理した金額を益金及び損金算入 (法22、22の2)

【法令改正③】延払基準の特例の廃止に伴う経過措置

延払基準の特例の廃止に伴い、以下の経過措置が講じられました。

- 1 令和7年4月1日前にリース譲渡を行ったことがある法人の同日以後に開始する事業年度(経過措置事業年度)の旧リース譲渡(※1)については、引き続き、延払基準の方法により益金の額又は損金の額に算入できることとされました(改正法附則17②)。
- 2 旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額が次の場合に該当する場合には、それぞれ次の事業年度(基準事業年度)において未計上収益額及び未計上費用額(※2)を益金の額及び損金の額に算入することとされました(改正法附則17③一・二)。
 - (1) その旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額につき令和9年3月31日以前に開始した経過措置事業年度の確定した決算において延払基準の方法により経理しなかった場合
その経理しなかった決算に係る事業年度
 - (2) その旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち、令和9年3月31日以前に開始した各事業年度の益金の額及び損金の額に算入されなかったものがある場合
同日後最初に開始する事業年度
- 3 上記2(2)の場合において、令和9年3月31日後最初に開始する経過措置事業年度の確定した決算において延払基準の方法(その経過措置事業年度以後の各事業年度において旧リース譲渡の対価の額のうちに含まれる利息相当額のみをその各事業年度の収益の額とする方法に限ります。)により経理したときは、上記2にかかわらず、引き続き、延払基準の方法により益金の額又は損金の額に算入することとされています(改正法附則17③二ロ)。
- 4 上記2により旧リース譲渡に係る未計上収益額及び未計上費用額を一括計上する場合において、その未計上収益額がその未計上費用額を超えるときは、上記2にかかわらず、基準事業年度以後の各事業年度において、未計上収益額及び未計上費用額を5年均等で益金の額及び損金の額に算入することができます(改正法附則17④)(※3)。

※1 旧リース譲渡とは、令和9年3月31日以前に開始した事業年度において行われたリース譲渡をいいます(改正法附則17②)。

※2 未計上収益額及び未計上費用額とは、旧リース譲渡に係る収益の額及び費用の額のうち、基準事業年度開始の日前に開始した各事業年度において益金の額及び損金の額にされていないものをいいます(改正法附則17③)。

※3 5年均等額での益金・損金算入は、基準事業年度の確定申告書等に益金・損金に算入される金額の申告の記載がある場合に限り、適用されます(改正法附則17⑤)。

【法令改正④】その他の改正

- 1 新リース会計基準において所有権移転外ファイナンス・リースの判定基準が見直されたことを踏まえ、税務上の所有権移転外リース取引の判定基準のうち「目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること」について、「そのリース取引に係る賃借人に対しリース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を買い取る権利が与えられており、かつ、その権利が目的資産を著しく有利な価額で買い取るものであることその他の事情によりその権利が行使されることが確実であると認められるものであること」に見直しが行われました（法令48の2⑤五口）（※）。
- 2 新リース会計基準において重要性の乏しいリースにつき、借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上できることとされたことを踏まえ、リース資産の賃借費用の額のうち賃借料以外の費目で損金経理をした金額についても「償却費として損金経理をした金額」に含まれることとされました（法令131の2③）。

※ 令和7年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用されます（改正法令附則7①）。

2 防衛特別法人税の創設

【法令改正】制度の概要

防衛特別法人税(※1)の概要は以下のとおりです(※2)。

1 納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があります(防確法8)。

2 課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課されます(防確法9)。

3 課税事業年度

法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度が課税事業年度となります(防確法11)。

4 税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額(各課税事業年度の基準法人税額から年500万円の基礎控除額を控除した金額)に4%の税率を乗じて計算した金額となります(防確法14①、15)(次ページ参照)(※3)。

5 申告

(1) 各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければなりません(防確法21)(※4)。

(2) 防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません(防確法25)(※5)。

※1 防衛特別法人税の規定(中間申告の規定を除きます。)は、法人の令和8年4月1日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用されます(改正法附則62①)。

※2 防衛特別法人税の概要については、国税庁ホームページ掲載のリーフレット「防衛特別法人税が創設されました(令和7年5月)」もご参照ください。

※3 計算の結果、納税額が生じない場合であっても、申告義務は失われないため、いわゆる零申告が必要となります。

※4 中間申告の規定は、法人の令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます(改正法附則62②)。

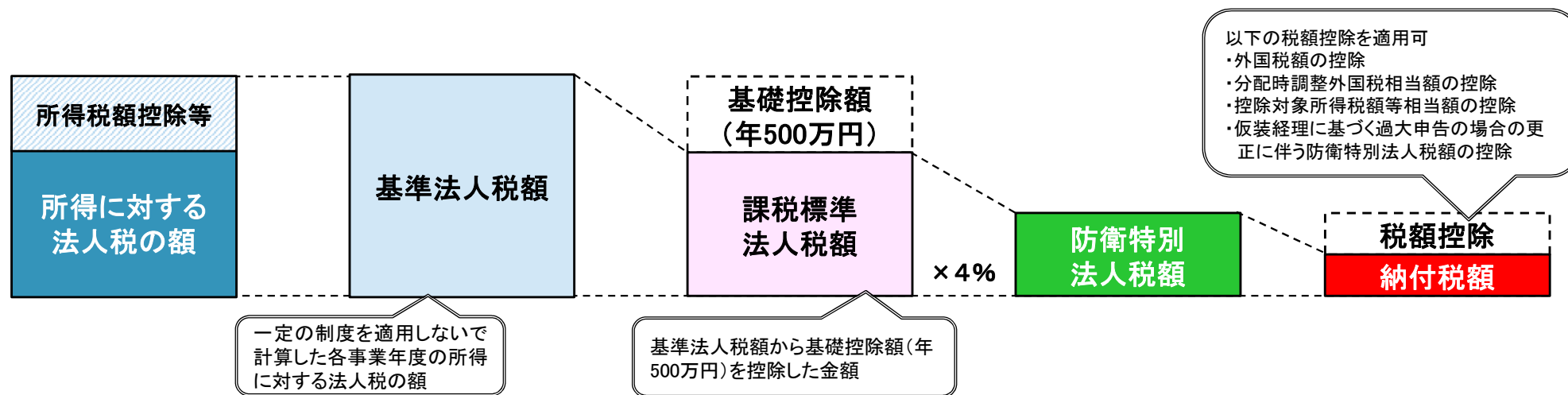
※5 防衛特別法人税の申告書については、法人税及び地方法人税の申告書別表に防衛特別法人税に係る欄を追加する予定です。詳細については、国税庁ホームページに公表する様式をご参照ください。

【法令改正】課税標準法人税額及び税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額）に4%の税率を乗じて計算した金額となります。また、防衛特別法人税の額から、一定の税額控除を行うことができます（防確法16～19）。

- 1 基準法人税額…一定の制度（※1）を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（防確法10）。
- 2 基礎控除額…年500万円（防確法13③）（※2）。

〔防衛特別法人税の計算イメージ〕



※1 基準法人税額の計算の際に適用しないこととされる一定の制度とは、所得税額の控除（法68）、外国税額の控除（法69）、分配時調整外国税相当額の控除（法69の2）、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法70）、戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除（措法42の12の6⑥⑦）、同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算（措法42の14①④）及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措法66の7④、66の9の3③）をいいます（防確法10一）。

※2 課税事業年度が1年に満たない場合には、500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じた金額となります（防確法13⑧⑨）。

3 中小企業者等の法人税率の特例の見直し

【法令改正】中小企業者等の法人税率の特例の見直し

中小企業者等の法人税率の特例について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました(措法42の3の2①②、旧措法42の3の2③)(※1)。

- 1 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%とされました。
- 2 適用対象法人の範囲から通算法人が除外され、中小通算法人等(※2)の軽減対象所得金額(年800万円を通算グループ内の法人の所得の金額の比で配分した金額)以下の金額に適用される税率が19%とされました。

[法人税率一覧(通算法人を除く。)]

法人の区分				適用税率		
				(括弧内は所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率)		
				本則税率 【改正なし】	特例税率	
	改正前	改正後				
普通法人(特定の医療法人を除く。)	中小法人(※3)	下記以外の法人	当期の所得金額が年10億円以下であるもの	23.2%(19%)	— (15%)	— (15%)
			当期の所得金額が年10億円超であるもの		— (15%)	— (17%)
		適用除外事業者に該当するもの			—	
	中小法人以外の普通法人		23.2%	—		
人格のない社団等、一般社団法人等(※4)又は法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの(※5)	当期の所得金額が年10億円以下であるもの		23.2%(19%)	— (15%)	— (15%)	
	当期の所得金額が年10億円超であるもの				— (17%)	
公益法人等(※6)又は協同組合等(※7)	当期の所得金額が年10億円以下であるもの		19%(—)	— (15%)	— (15%)	
	当期の所得金額が年10億円超であるもの				— (17%)	
特定の医療法人(※8)	下記以外の法人	当期の所得金額が年10億円以下であるもの	23.2%(19%)	19%(15%)	19%(15%)	
		当期の所得金額が年10億円超であるもの			19%(17%)	
	適用除外事業者に該当するもの			19%		

(注) 協同組合等で、その事業年度における物品供給事業のうち店舗において行われるものに係る収入金額が1,000億円以上であるなどの一定の要件を満たすものの所得の金額のうち年10億円超の部分については、22%の税率が適用されます(措法68①)。

【法令改正】中小企業者等の法人税率の特例の見直し

- ※1 令和7年4月1日以後に開始する事業年度（通算子法人の同日以後に開始する事業年度のうちその通算子法人に係る通算親法人の同日前に開始した事業年度の期間内に開始する事業年度を除きます。）分の法人税について適用されます（改正法附則39）。
- ※2 中小通算法人等とは、中小通算法人又は通算親法人である協同組合等をいい、中小通算法人とは、大通算法人（通算法人である普通法人又はその普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうち、いずれかの法人がその各事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人又は下記※3(1)から(3)まで又は(6)の法人に該当する場合におけるその普通法人）以外の普通法人である通算法人をいいます（法66⑥）。
- ※3 中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時点において資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます（法66②）。ただし、各事業年度終了の時点において次の法人に該当するものについては、除かれます（法66⑤、143⑤）。
- (1) 相互会社及び外国相互会社
 - (2) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
 - イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人
 - ロ 相互会社及び外国相互会社
 - ハ 受託法人
 - (3) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（上記(2)に掲げる法人を除きます。）
 - (4) 投資法人
 - (5) 特定目的会社
 - (6) 受託法人
- ※4 一般社団法人等とは、法別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます（措法42の3の2①表二）。
- ※5 公益法人等とみなされているものとは、認可地縁団体、管理組合法人及び団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人並びにマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合をいいます（措令27の3の2）。
- ※6 公益法人等とは、法別表第二に掲げる法人（一般社団法人等及び公益法人等とみなされているものを除きます。）をいいます（法2六、措法42の3の2①表三）。
- ※7 協同組合等とは、法別表第三に掲げる法人をいいます（法2七、措法42の3の2①表三）。
- ※8 特定の医療法人とは、財団たる医療法人又は社団たる医療法人のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものをいいます（措法67の2①）。

4 再資源化事業等高度化設備の特別償却制度 の創設

【法令改正】再資源化事業等高度化設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で、再資源化事業等高度化法の高度再資源化事業計画又は高度分離・回収事業計画の認定を受けたものが、再資源化事業等高度化法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度分離・回収事業の用に供した場合には、その事業年度において取得価額(※1)の35%の特別償却ができることとされました(措法44の6①)(※2、3)。

再資源化事業等高度化設備とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置又は器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する一定の設備(※4)で、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいいます(措令28の8の2①②)。

- 1 機械装置 2,000万円
- 2 器具備品 200万円

【再資源化事業等高度化設備の特別償却のイメージ図】



※1 再資源化事業等高度化設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は20億円が限度となります(措法44の6①)。

※2 再資源化事業等高度化法の施行の日から適用されます(改正法附則1十六)。なお、再資源化事業等高度化法は公布の日以後1年6月以内の政令で定める日から施行されますが(再資源化事業等高度化法附則1)、施行期日を定める政令は令和7年6月30日現在において公布されていません。

※3 本制度の適用を受けるためには、再資源化事業等高度化設備の償却限度額の計算に関する明細書及び本制度の適用を受ける機械等が再資源化事業等高度化設備に該当することを証する一定の書類(今後財務省令において定められる予定です。)を確定申告書等に添付する必要があります(措法44の6②、措令28の8の2③)。

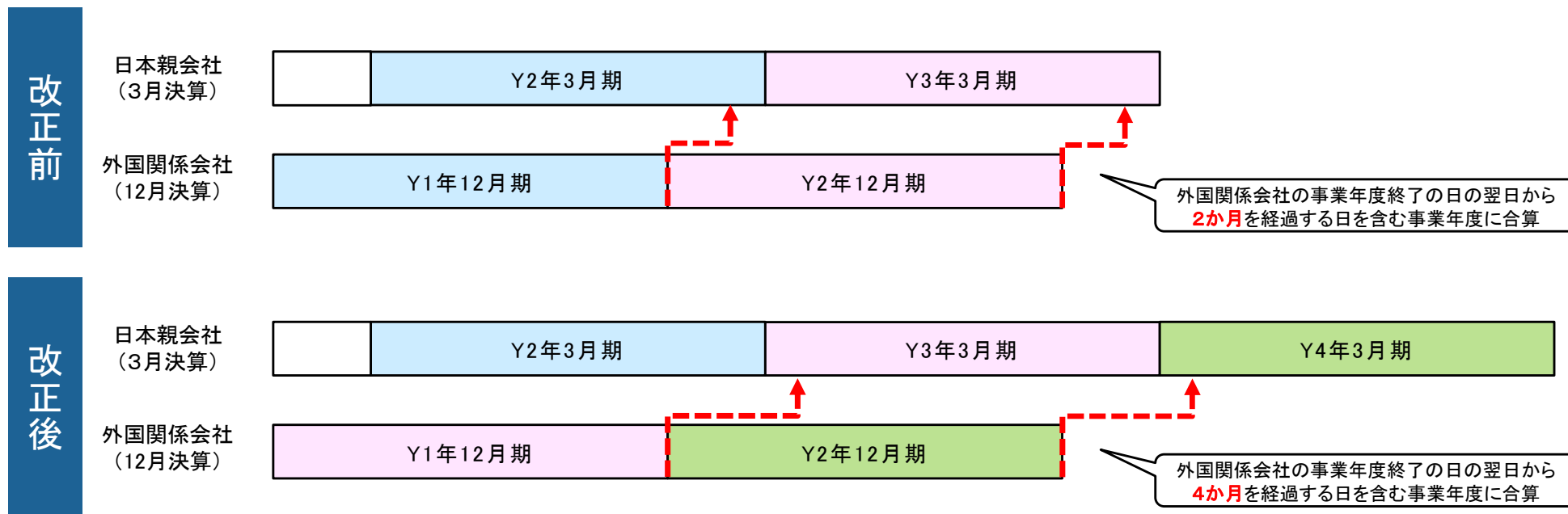
※4 今後環境大臣が財務大臣と協議して指定することとされています(措令28の8の2①)。

5 外国子会社合算税制の見直し

【法令改正①】合算時期の見直し

外国子会社合算税制における外国関係会社に係る課税対象金額等の合算時期について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含む内国法人の事業年度とされました(措法66の6①)(※)。

【合算時期の改正イメージ】



※ 内国法人の令和7年4月1日以後に開始する事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の同年2月1日以後に終了する事業年度に係るものに限りません。)
について適用されます(改正法附則50①)。

なお、内国法人の令和7年4月1日前に開始した事業年度に係る外国関係会社の課税対象金額等(その外国関係会社の令和6年12月1日から令和7年1月31日までの間に終了する事業年度に係るものに限りません。)
について、その外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から4月を経過する日を含むその内国法人の同年4月1日以後に開始する事業年度において外国子会社合算税制の適用を受けることができる経過措置が講じられました(改正法附則50②)。

【法令改正②】添付・保存書類の範囲の見直し

申告書への添付又は保存をすることとされている外国関係会社に関する書類から、一定のものを除外することとされました(措規22の11④)。

	改正前	改正後
添付・保存 書類の範囲	① 貸借対照表及び損益計算書 ② 株主資本等変動計算書、損益金の処分に関する計算書 ③ ①に係る勘定科目内訳明細書 ④ 本店所在地国の法人所得課税に関する法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し ⑤ 企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類等 ⑥ 株主等の氏名等を記載した書類 ⑦ 出資関連外国法人等の株主等の氏名等を記載した書類 ⑧ その他参考となるべき事項を記載した書類	左のうち、②③を除外 ① 貸借対照表及び損益計算書 ② 本店所在地国の法人所得課税に関する法令により課される税に関する申告書で各事業年度に係るものの写し ③ 企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細を記載した書類等 ④ 株主等の氏名等を記載した書類 ⑤ 出資関連外国法人等の株主等の氏名等を記載した書類 ⑥ その他参考となるべき事項を記載した書類

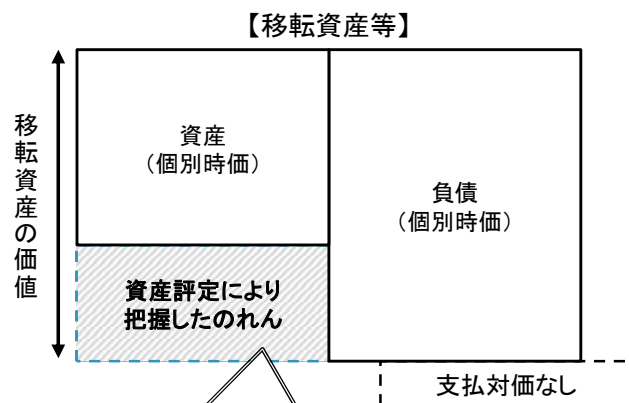
6 その他主な改正項目

【法令改正】非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等の見直し

非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の算定方法等について、次の見直しが行われました(※)。

- 1 一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等においてその対価がないときの調整勘定の算定方法が適正化されました(法62の8①)。
- 2 いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法が適正化されました(法令123の10⑯)。

【上記1のイメージ図】



移転資産と移転負債の価値が同額である場合において、対価が支払われないときも資産調整勘定の金額が生ずるよう適正化

【上記2のイメージ図(例)】

＜資産評定を行っていない場合に、資産超過であるケース＞

【移転資産等】

資産 100	負債 50
-----------	----------

＜改正前の規定による移転時の仕訳＞

資産	100	負債	50
		負債調整勘定	50

＜改正後の規定による移転時の仕訳＞

資産	100	負債	50
		資本金等の額	50

＜資産評定を行っていない場合に、未確定債務により同額となるケース＞

【移転資産等】

資産 100	負債 50
	未確定債務 50

＜改正前の規定による移転時の仕訳＞

資産	100	負債	50
		負債調整勘定	50

＜改正後の規定による移転時の仕訳＞

資産	100	負債	50
		資本金等の額	50

調整勘定はないものとされ、資産と負債の差額は資本金等の額の増額となるよう適正化

※ 令和7年4月1日以後に行われる非適格合併等について適用されます(改正法附則16、改正法令附則11)。

「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表の活用について

令和 3 年 6 月
国税庁・国税局

国税庁においては、実地調査以外の多様な手法を用いて、納税者の皆様方に自発的な適正申告をしていただく取組を充実させていくこととしており、調査課所管法人の皆様が申告書を提出される前に、申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を行う際にご活用いただくための確認表を作成しております。

～申告誤りを未然に防止するなど税務上のリスクを軽減～

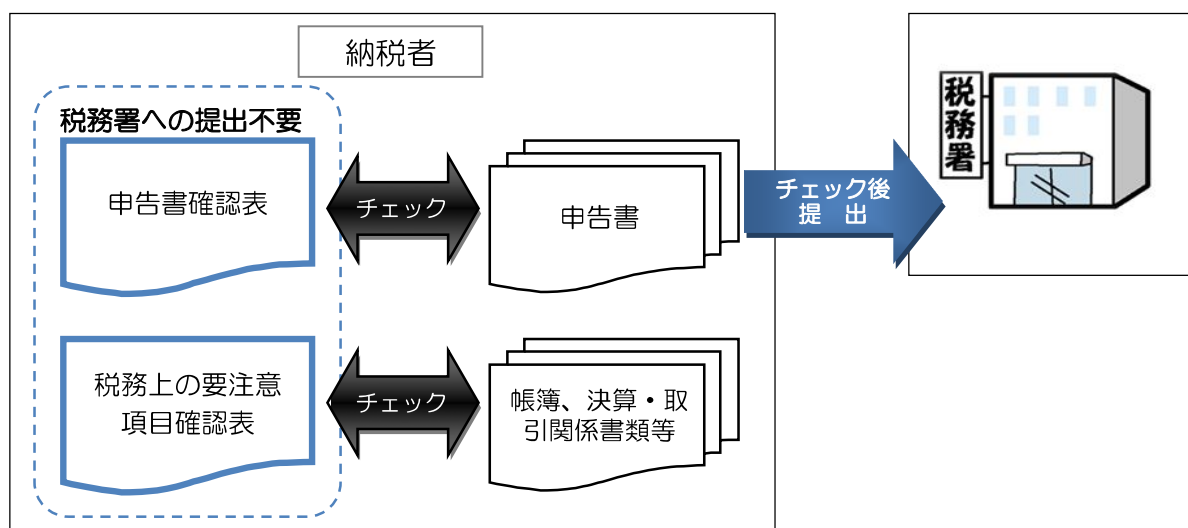
国税庁においては、皆様から提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめ、「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」として、国税庁ホームページに掲載しております。

- ・ 「申告書確認表」は提出直前の申告書の自主点検に
- ・ 「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査にご活用いただくためのものです。

これらの確認表をご活用いただければ、皆様の申告誤りの未然防止とともに、税務調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えております。

確認表については、皆様の適正申告の一助となればとの趣旨でご提供するものですので、申告書に添付していただく必要はありません。

なお、国税当局が活用状況を把握するために、ご活用いただいた際には、申告書と併せてご提出いただく「会社事業概況書（総括表）」の「⑩申告書確認表等の活用状況」欄に活用有り（「1 有」）又は一部活用有り（「2 一部有」）の記載をお願いいたします。



「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する確認表についてのQ&A

Q1	調査課所管法人に対して確認表の活用を促進している理由は。
A1	調査課所管法人においては、一般に会社法等に基づく内部統制の整備や企業の社会的責任への要請等からコンプライアンスに対する意識が非常に高い法人も多く、既に、税務面においても適正申告に向けた自主的な対応を行っている法人も少なくありません。 国税当局としては、そうした法人の自主性を後押しし、効率的に税務コンプライアンスの維持・向上を図っていくことが、納税者における税務上のリスクの軽減のほか、国税当局にとっても事務の効率化に繋がるものと期待して、確認表を作成し、その活用を促しているものです。 なお、事業規模の大きな税務署所管法人が申告書の作成に当たって、自らの判断で活用されることを妨げるものではなく、広く活用していただければと考えております。
Q2	確認表を活用するメリットは。
A2	確認表は、国税当局における申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたものです。 このような確認表の活用により、継続して申告書の自主点検や税務上の自主監査を実施いただくことにより、申告誤りや税務処理誤りが予防されていけば、結果として、税務上のリスクの軽減に繋がるものと考えます。
Q3	なぜ、活用した確認表は、提出を要しないのですか。
A3	この確認表は、皆様の適正申告の一助となればとの趣旨でご提供するものですので、申告書に添付・提出していただく必要はありません。 なお、確認表の活用状況を国税当局が把握するために、ご活用いただいた際には、申告書と併せてご提出いただく「会社事業概況書（総括表）」の「⑩申告書確認表等の活用状況」欄に活用有り（「1 有」）又は一部活用有り（「2 一部有」）の記載をお願いします。
Q4	「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」との違いは。
A4	「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」は、調査課所管法人の中でも特に大規模な特別国税調査官所掌法人（特官所掌法人）を対象に実施しています。 特官所掌法人のような大規模な法人の税務コンプライアンスを維持・向上していくためには、組織のトップから第一線に至るまで税務に関する認識を高めることが重要ですので、その維持・向上に向けた自主的な対応を国税当局が税務調査の機会に直接働きかける取組としています。 これに対し、「申告書の自主点検と税務上の自主監査の促進」は、申告誤りや税務処理誤りにポイントを置き、広く一般に活用していただくことにより、税務コンプライアンスを維持・向上するための取組としています。
Q5	法人会等が作成・配布している「自主点検チェックシート」との関係は。
A5	法人会及び納税協会が作成・配布している「自主点検チェックシート」は、経理担当者が少人数の企業を念頭において作成されており、企業における日々の内部統制面の強化や会計経理面の質を向上させることを目的としているものと承知しております。 「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」は、内部統制面や会計経理面の体制・手続が概ね整備されているものと考えられる調査課所管法人を対象に、提出直前の申告書の自主点検や税務上の観点からの自主監査を促進し、申告誤りを未然に防止することを目的としています。
Q6	調査課所管法人である当社は、法人会等が作成している「自主点検チェックシート」を活用しているが、国税当局が作成した確認表を活用する必要があるのか。
A6	確認表と法人会等が作成している「自主点検チェックシート」は目的が異なるものですので、確認表を活用するか否かは、貴社の実情に応じて、ご判断いただければ良いものと考えます。

確認表等は国税庁ホームページ（[ホーム](https://www.nta.go.jp) / [利用者別に調べる](#) / [法人の方](#) / [大規模法人向けの情報を調べる](#)）に掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

申告書確認表（内国法人用）

確 事	認 業	対 年	象 度		担 当 者	役職：
確 認 実 施 日						役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しています。
確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書（1.総括表）の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いします。

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
共通事項	1	★			電子申告義務がある法人の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	平成30年度税制改正により、電子申告義務がある法人の令和2年4月1日以後に開始する事業年度等については、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しなければならないこととされました（一定の場合を除きます。）。 なお、「電子申告義務がある法人」とは、当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。
	2	★			法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。 (1) 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。） (5) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） (7) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	また、「添付すべきものとされている書類」には、例えば、貸借対照表、損益計算書のように申告書に添付しなければならないこととされている書類のほか、申告書に書類の添付がある場合に限り制度の適用があることとされている書類も含まれます。
	3				当事業年度に適用される別表を使用していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	4				各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	前事業年度からの繰越額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、その繰越額に基づいて算出した所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、別表五(一)の期首現在利益積立金額や期首現在資本金等の額が前事業年度の申告書の金額と一致していない場合には、前事業年度に税務上加算した項目の減算漏れ、特定同族会社の課税留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
	5	★	★		組織再編成が行われた場合、適格判定を行っていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	適格判定に誤りがあった場合には、移転資産等に係る譲渡損益等の申告調整が必要となることがあります。
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一・ 同次業	6	★			別表一の14欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	7	★	★	★	地方法人税額の計算につき、別表一次葉の51～54欄により計算していますか。 また、別表一次葉の65欄の金額は、別表六(二)の56欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	8	★			当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。 また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15％）を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等の税率は、23.2％となります（軽減税率の適用はありません。）。 また、上記以外の普通法人で適用除外事業者に該当する法人の年800万円以下の所得の税率は、19％となります（措法上の軽減税率（15％）の適用はありません。）。 なお、「大法人」とは資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等をいい、「適用除外事業者」とは当事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円超の法人等をいいます。

申告書確認表（内国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
同族会社等の判定 別表二	9	★			21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。 また、同一の株主グループに含めて判定すべき個人株主及び法人株主を別の株主グループとしていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	記載誤りの結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。
	10	★			17欄が50%超、かつ、当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている場合等、別表三(一)を作成・添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	別表三(一)を作成していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	11	★	★		貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を1欄の内書に記載していますか。 また、3欄及び12欄の記載に当たって、その内書きした数を分母の数（1欄の数）から控除していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	自己株式数を分母の数から控除していない結果、同族会社等の判定に誤りがあった場合には、特定同族会社の課税留保金額が生じることがあります。
特定同族会社の留保 金額に対する税額の計 算 別表三(一)	12	★			10欄の金額は、前事業年度の11欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	13	★			11欄には、当事業年度中に基準日等があり、当事業年度終了の日の翌日から決算確定の日までに決議があった配当等の額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	11欄の金額に、株主資本等変動計算書に記載されている「当事業年度中に行った剰余金の配当」の額を記載した場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
所得金額の計算・利益 積立金額及び資本金 等の額の計算 別表四・ 別表五(一)	14	★	★		別表四の1③「配当」欄の金額は、株主資本等変動計算書等に記載の剰余金の配当等の額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、特定同族会社の課税留保金額の計算に誤りが生じることがあります。
	15	★			別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表五(一)の31①欄 + 別表四の52②欄 + 別表五(一)の27、29及び30の③欄の合計額 = 別表五(一)の31④欄	☐ 適	☐ 否		中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合、完全支配関係（通算完全支配関係を除きます。）がある法人の株式等について寄附修正を行った場合等には、一致しないことがあります。
	16	★			前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の項目以外に、前事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。
	17	★	★		貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
	18	★			組織再編成が行われた場合、利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	利益積立金額及び資本金等の額の調整を行っていない場合には、特定同族会社の課税留保金額等の計算に誤りが生じることがあります。
	19	★	★		5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
租税公課の納付状況 等 別表五(二)	20	★	★		5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	21	★	★		19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	22	★	★		「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	23	★	★		41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	

申告書確認表（内国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
所得税額の控除 別表六(一)	24	★	復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	復興特別所得税額を記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	25	★	所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。 (例) ・公社債及び預貯金の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	26	★	「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額（別表六(五)の②の「1の②」から「4の②」までの各欄に記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額）がある場合には、それぞれの金額を控除していますか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五)の②を作成・添付していますか。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	平成30年度税制改正により、令和2年1月1日以後に支払を受ける分配時調整外国税相当額については、所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。なお、「分配時調整外国税相当額」とは、法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除すべき外国源泉所得税の額を基礎として計算した一定の金額をいいます。
外国税額の控除 別表六(二)・ 同付表一	27	★	国外事業所等を通じて事業を行っている場合、国外所得金額（別表六(二)の10欄及び11欄）及び非課税国外所得金額（別表六(二)の13欄）の計算において、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算していますか。また、国外事業所等帰属所得に係る金額の計算に当たっては、別表六(二)付表一等を作成・添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	平成26年度税制改正により帰属主義が導入されたことに伴い、平成28年4月1日以後に開始する事業年度の国外所得金額及び非課税国外所得金額の計算は、国外事業所等帰属所得に係る金額とその他の国外源泉所得に係る金額とに区分して計算することとされています。
	28	★	国外事業所等帰属所得に係る金額及びその他の国外源泉所得に係る金額ごとに、共通費用及び共通利子の配賦計算をしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	29	★	別表六(二)の24欄及び別表六(二)付表一の5欄の金額は、税引後の金額としていますか。また、これらの金額に係る計算の明細を記載した書類を添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	税引後の金額としていない場合には、国外所得金額が過大となる可能性があり、その結果、外国税額の控除額が過大となることがあります。
	30	★	国外所得金額の計算において、別表四の加減算額を調整していますか。 (例) 別表八(二)の外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額、別表十七(三)の二の特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る課税対象金額（本店所在地国及び支店所在地国等において外国法人税を課されないものを除きます。）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	別表四の加減算額を調整していない場合には、国外所得金額の計算が正しく行われていない可能性があり、その結果、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
外国税額の繰越控除 余裕額又は繰越控除 限度超過額の計算 別表六(三)	31	★	12～29の②欄及び⑤欄の金額は、最も古い事業年度のものから順に充当していますか。また、同一事業年度のものについては、国税、道府県民税、市町村民税の順に充当していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	充当の順序に誤りがあった場合には、外国税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。

申告書確認表（内国法人用）

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人用

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項		
控除対象外国法人税額 別表六(四)～(五)	32	★	外国法人税に該当しない税（中国の増値税等）を記載していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	法人の所得を課税標準として課される税ではない中国の増値税等は外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。 また、法人の所得を課税標準として課される税であっても、税を納付する者がその納付後、任意にその金額の全部又は一部の還付を請求することができる税等、法令第141条第3項各号に掲げる税についても外国法人税に該当せず、外国税額控除の対象となりません。		
	33	★	益金不算入の対象となる外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等を、別表六(四)に記載していませんか。 また、法第23条の2第2項第1号の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（同条第3項の規定の適用を受けるものを含みます。）に係る外国源泉税等について、別表六(四の二)を作成・添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等は、その配当等の額のうち法第23条の2第2項の規定の適用を受ける部分の金額に係るものを除き、外国税額控除の対象となりません。		
	34	★	★	★	別表六(四)の4欄、別表六(四の二)の7欄及び別表六(五)の3欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	外国税額控除については、原則として、外国法人税を納付することとなる日の属する事業年度において適用することとなりますが、継続適用を条件に、その納付することが確定した外国法人税額を費用として計上した日の属する事業年度において適用することもできます。 なお、これは、適用年度を任意に選択できるというものではなく、その費用計上時期が税務上も認められる合理的な基準による必要があります。
	35	★	★	★	別表六(四)の8欄、別表六(四の二)の9欄及び別表六(五)の5欄は、租税条約及び日台民間租税取決めの限度税率を超えていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	租税条約及び日台民間租税取決めの限度税率を超えている部分については、外国税額控除の対象にならず、損金の額に算入されることとなります。
	36	★	★	★	別表六(四)の12欄、別表六(四の二)の11欄及び別表六(五)の7欄に、租税条約及び相手国法令の根拠規定を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	みなし外国税額控除は、租税条約において、外国法人税を納付したとみなされる旨を取り決めた国及び税目に限って適用されることから、当事業年度における適用関係を租税条約により確認する必要があります。
法人税の額から控除される特別控除額 別表六(六)	37	★	複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前法人税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前法人税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額となります。		
特定税額控除規定の適用可否の判定 別表六(七)	38	★	中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。 また、6欄、7欄、11欄、12欄又は16欄のいずれかが「該当」となっていますか。 (1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(九)） (2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十二)） (3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十九)） (4) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十五)） (5) 情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（別表六(二十六)）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	「中小企業者」とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外のもの又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下のものをいいます。 (1) その発行済株式等の総数等の1/2以上が同一の大規模法人に所有されている法人 (2) その発行済株式等の総数等の2/3以上が大規模法人に所有されている法人 また、「大規模法人」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人等をいいます。		

申告書確認表（内国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
試験研究を行った場合 の法人税額の特別控除 別表六(九)・(十)・(十一)・(十二)	39	★	★	★	別表六(九)（中小企業者等の場合、別表六(十)）の1欄及び別表六(十二)の1欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 (1) 棚卸資産 (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。） (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。） また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	試験研究費の額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。 また、令和3年度税制改正により試験研究費の額の範囲が見直され、左記の(1)から(3)までに係る試験研究費の額は、研究開発費として損金経理をした金額のうち取得価額となる費用の額等とされました。この見直しに伴い、売上原価等の原価の額並びに左記の(2)又は(3)に係る償却費、除却損及び譲渡損の額は、試験研究費の額には含まれません。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
	40	★			別表六(十一)の比較試験研究費の額の計算における各調整対象年度の2欄の金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、各調整対象年度の2欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	各調整対象年度の試験研究費の額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。 また、令和3年度税制改正により試験研究費の額の範囲が見直されましたので、当事業年度の試験研究費の額だけでなく、各調整対象年度の試験研究費の額についても、同改正後の試験研究費の額の規定により計算することとなります。
	41	★			別表六(十一)の平均売上金額の計算における各売上調整年度の7欄の金額及び当期の9欄の金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	各売上調整年度の7欄の金額及び当期の9欄の金額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
	42	★			別表六(十一)の調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5欄及び10欄の計算をしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	比較試験研究費の額の計算における調整対象年度及び平均売上金額の計算における売上調整年度には、当事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（試験研究費の額がない事業年度を含みます。）を含める必要があります。
	43	★			合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。 また、分割若しくは現物出資が行われた場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合又は現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける場合、所定の事項を記載した書類を添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
その他の法人税額の 特別控除 別表六(十) ほか	44	★			中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合、次の中小企業者等向けの法人税額の特別控除制度を適用していませんか。 (1) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十)） (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十五)） (3) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除（適用要件の緩和措置）（別表六(二十)） (4) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十三)） (5) 中小企業者等に係る給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十四)） (6) 生産工程効率化等設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（税額控除割合）（別表六(二十六)）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合には、左記の制度を適用できないこととされています。 なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者に該当しません。

申告書確認表（内国法人用）

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人用

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク		確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 別表六(二十四)・同付表一	45	★		別表六(二十四)の5欄の金額は、前事業年度の別表六(二十六)の4欄の金額と一致していますか。 また、別表六(二十四)の16欄に金額の記載がある場合、前事業年度の別表六(二十六)の15欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	当事業年度の比較雇用者給与等支給額と前事業年度の雇用者給与等支給額は、決算期変更により当事業年度と前事業年度の月数が異なる場合や組織再編成があった場合等を除いては、原則として、一致することとなります。 また、当事業年度の比較教育訓練費の額と前事業年度教育訓練費の額についても、同様となります。
	46	★		給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額又はその金額のうち雇用安定助成金額がある場合、別表六(二十四)付表一の2欄及び3欄に金額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	給与等の支給額について、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額等の一定のものを除きます。）がある場合には、その金額を控除した金額とされていますので、別表六(二十四)付表一の2欄及び3欄に記載すべき金額を記載しなかったときには、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。 また、別表六(二十四)付表一の8欄及び9欄並びに15欄及び16欄についても、同様となります。
	47	★		別表六(二十四)の4欄及び11欄並びに5欄及び12欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	令和6年度税制改正により、令和6年4月1日以後に開始する事業年度における給与等の支給額から控除するその給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額の計算については、役務の提供の対価として支払を受ける金額を除くこととされました。これにより、当事業年度の雇用者給与等支給額及び継続雇用者給与等支給額並びに比較雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額は、同改正後の給与等の支給額により計算することとなります。
欠損金の損金算入等 別表七(一)・同付表一	48	★		別表七(一)の2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっています。ただし、次の事業年度を除きます。 (1) 当事業年度終了の時における資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない法人である場合の事業年度 (2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。） (3) 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合のその法人（一定の法人を除きます。）の事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	別表七(一)の2欄の損金算入限度額は、原則として、所得金額の50%相当額ですが、左記の(1)から(3)までの事業年度においては、所得金額の100%相当額となります。
	49	★		適格合併等に係る被合併法人等に未処理欠損金額がある場合又は適格組織再編成等に係る合併法人等に欠損金額がある場合、別表七(一)付表一を作成・添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	適格合併が行われた場合には、被合併法人の未処理欠損金額を合併法人に引き継ぐこととされていますが、支配関係5年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさないときには、その引継ぎを制限することとされています。 また、適格組織再編成等が行われた場合で支配関係5年継続要件及びみなし共同事業要件のいずれも満たさないときには、合併法人等の欠損金額の全部又は一部はないものとする（切り捨てる）こととされています。

申告書確認表（内国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
受取配当等の益金不算入 別表八(一)	50	★	9 欄、16 欄、26 欄及び33 欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) ・ 公社債の利子の額 ・ MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額 （外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。） ・ 不動産投資信託の収益の分配の額 ・ オープン投資信託の特別分配金の額 ・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の（例）以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
	51	★	9 欄の金額に、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	「完全子法人株式等」とは、その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等をいい、「関連法人株式等」とは、その保有割合が1/3超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の前に最後にされた配当等の基準日等の翌日からその受ける配当等の額に係る基準日等まで引き続き有している場合のその株式等をいい、「非支配目的株式等」とは、その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る基準日等において有する場合のその株式等をいい、「その他株式等」とは、完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。 なお、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の株式区分については、完全支配関係があるグループ全体で判定することとされました。
	52	★	14 欄の金額に、関連法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	53	★	24 欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	54	★	31 欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
	55	★	35 欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
外国子会社から受ける 配当等の益金不算入等 別表八(二)	56	★	5 欄は、25%（租税条約で保有割合が軽減されている場合は、その割合）以上となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	保有割合の判定に当たっては、自己株式を除くこととされています。
	57	★	7 欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、当事業年度中の日付とならないことがあります。
	58	★	8 欄は、6 月以上の期間となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続して保有している株式等が対象となります。
	59	★	27 欄の金額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	損金不算入とされる外国源泉税等の額は、外国税額控除における国外所得金額の計算に含まれることとなります。

申告書確認表（内国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク		確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
収用換地等及び特定 事業の用地買収等の 場合の所得の特別控 除等・収用換地等に伴 い取得した資産の圧縮 額等の損金算入 別表十(五)・ 同付表・ 別表十三(四)	60	★		別表十(五)の3欄は、2欄に記載した日から6月を経過した日までの日付となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	公共事業施行者から最初に買取り等の申出を受けた日から6月を経過した日まで（仲裁の申請に基づき仲裁判断があった場合等には、別途期間が設けられています。）に譲渡されなかった資産については、代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 また、次の資産についても、同様に、代替資産についての圧縮記帳の適用を受けることができますが、所得の特別控除の適用を受けることはできません。 (1) 一の収用換地等に係る事業につき、収用換地等による資産の譲渡が2年以上にわたって分割して行われた場合における最初に譲渡があった年において譲渡された資産以外の資産 (2) 収用換地等による資産の譲渡が最初に買取り等の申出を受けた者以外の法人からされた場合（一定の場合を除きます。）におけるその資産
	61	★	★	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、別表十(五)の14欄又は別表十三(四)の12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、所得の特別控除額や圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	62	★	★	同一事業年度内の同一暦年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	同一事業年度内の同一暦年に属する期間に収用換地等があった場合において、所得の特別控除と圧縮記帳との重複適用を行うことはできませんが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに所得の特別控除と圧縮記帳との選択適用ができます。
	63	★	★	収用換地等及び特定事業の用地買収等に係る所得の特別控除制度の適用を受ける場合、同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（別表十(五)の20～22欄、35～37欄、40～42欄、45～47欄、50～52欄）。 なお、完全支配関係があるグループ全体で同一暦年での特別控除額の合計額が5,000万円を超えていませんか（別表十(五)付表の8～14欄、20～26欄）。 また、別表十(五)付表は、譲渡した資産ごとに作成・添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	同一暦年での所得の特別控除額の限度額は5,000万円となりますが、同一事業年度内の異なる暦年において収用換地等があった場合には、それぞれの暦年ごとに5,000万円を限度とすることができるため、その事業年度における所得の特別控除額が5,000万円を超えることもあります。 また、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の上記の「5,000万円」については、完全支配関係があるグループ全体で判定することとされました。

申告書確認表（内国法人用）

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人用

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入別表十三(五)	64	★	適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項の表の各号の要件を満たしていますか。 また、当事業年度の期間内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をした場合におけるその買換資産は、特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書に記載した買換資産となっていますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	税制改正により、対象となる譲渡資産等の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする譲渡資産等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、令和5年度税制改正により、令和6年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合で、一の事業年度の期間内にその譲渡資産の譲渡及びその買換資産の取得をしたときの適用要件として、納税地の所轄税務署長に適用を受ける旨の届出をすることが追加されました。
	65	★	建物を取り壊して土地を譲渡している場合、9欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	建物を取り壊して土地を譲渡している場合の建物の帳簿価額等は譲渡経費に該当することから、これらを含めていなかった場合には、圧縮限度額の計算に誤りが生じることがあります（建物の廃材等の売却代金は、譲渡経費から控除することとなります。）。 なお、この場合の建物の帳簿価額は、会計上の帳簿価額ではなく、税務上の帳簿価額となります。
	66	★	買換資産が措法第65条の7第1項の表の第3号の下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	面積要件を満たさない場合には、特定資産の買換えの特例の適用を受けることはできません。 なお、特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるものであるかの判定は、買換資産である土地等を取得した時において、現に特定施設の敷地等の用に供されているか、又は供されることが確実であると認められるかによって行うこととなります。
	67	★	買換資産が土地等の場合、21欄には20欄のうち、5欄の5倍を超える部分の面積を記載していますか。 また、その明細を別紙に記載して添付していますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	取得した土地等のうち、譲渡資産である土地等の面積の5倍を超える部分については、買換資産とすることはできません。
	68	★	4欄の「所在地」が集中地域以外の地域内であり、かつ、14欄の「所在地」が集中地域内である場合、「80/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出していませんか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換えをした場合には、原則として、「80/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出することとされています。 なお、譲渡資産が集中地域以外の地域内にある資産に該当する場合で、次の(1)から(3)までに該当するときには、それぞれ次の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出することとなります。 (1) 買換資産が東京23区以外の集中地域内にある資産に該当する場合 「75/100」 (2) 買換資産が東京23区内にある資産に該当する場合 「70/100」 (3) (2)のうち、本店の移転を伴う買換えの場合 「60/100」 また、「集中地域」とは、平成30年4月1日における次の区域をいいます（地域再生法第5条第4項第5号イ、地域再生法施行令第5条第1項）。 ① 東京都の特別区の存する区域及び武蔵野市の区域並びに三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市の区域のうち首都圏整備法施行令別表に掲げる区域を除く区域 ② 首都圏整備法第24条第1項の規定により指定された区域 ③ 大阪市の区域及び近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域 ④ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区域 左記のほか、譲渡資産が東京23区内にある資産に該当し、買換資産が集中地域以外の地域内にある資産に該当する場合であって、本店の移転を伴う買換えであるときは、「90/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出することとなります。
寄附金の損金算入別表十四(二)	69	★	一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内）に買換資産を取得しなかった場合、45欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	特定資産の買換えにより特別勘定を設けた法人は、原則として、その特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内（税務署長の承認を受けた場合には、その承認を受けた期間）に買換資産を取得する必要がある、これを経過した場合には、その特別勘定の金額は益金の額に算入されます。
	70	★	10欄の金額は、別表五(一)の32④欄+33④欄の合計額を記載していますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度における寄附金の損金算入限度額の計算については、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額を基礎として行うこととされました。

申告書確認表（内国法人用）

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人用

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項	
完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整 別表十四(六)	71	★	5欄の金額は、1,000万円以上の金額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	5欄の譲渡原価の額とは、譲渡損益調整資産の譲渡直前の帳簿価額をいい、例えば、不動産売買又は有価証券の譲渡に係る手数料など譲渡に付随して発生する費用は、これに含まれないこととなります。 「譲渡損益調整資産」とは、固定資産、土地等、有価証券（売買目的有価証券を除きます。）、金銭債権及び繰延資産のうち、譲渡直前の帳簿価額が1,000万円以上のものの等をいいます。	
	72	★	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合、13欄又は16欄に金額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	譲渡損益調整資産が減価償却資産又は繰延資産である場合には、譲渡損益調整額の戻入れ計算について、原則法又は簡便法を選択適用することができます。 また、複数の減価償却資産又は繰延資産を譲渡した場合には、個々の減価償却資産又は繰延資産ごとに原則法又は簡便法を選択適用することができます。 なお、譲渡年度において、原則法又は簡便法を適用した資産については、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用する必要があります。	
	73	★	譲渡損益調整額の戻入れ計算を譲渡年度において原則法又は簡便法により行った場合、その後の年度もそれぞれ原則法又は簡便法を継続適用していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当		
交際費等の損金算入 別表十五	74	★	交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	令和2年度税制改正により、資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人が支出する接待飲食費の額の全額が損金の額に算入されないこととされました。これにより、交際費等の損金不算入額は、次の法人の区分に応じそれぞれ次の金額となります。 (1) 資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人 交際費等の額の全額 (2) 資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等（(1)の法人を除きます。） 交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 (3) (1)(2)以外の法人 交際費等の額のうち次のいずれかの金額 イ 接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 ロ 定額控除限度額を超える部分の金額	
	75	★	資本金の額又は出資金の額が100億円超の法人である場合、9欄に記載していませんか。 また、これらの額が1億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、3欄の計算をしていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当		
減価償却資産の償却額の計算 別表十六(一)・(二)・特別償却の付表	76	★	平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を適用できないこととされています。	
	77	★	★	中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。 (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置） (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例） (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合には、左記の制度を適用できないこととされています。 なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者に該当しません。
	78	★	★	特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできませんが、措法による圧縮記帳又は他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
	79	★	★	特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする制度の基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。

申告書確認表（内国法人用）

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人用

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
特定外国関係会社、対象外国関係会社、部分対象外国関係会社(外国金融子会社等を含む。)に係る課税対象金額等の計算 別表十七(三)・(三の二)・(三の五)	80	★			租税負担割合が20%未満である外国関係会社（特定外国関係会社及び添付不要部分対象外国関係会社を除きます。）又は租税負担割合が27%未満である特定外国関係会社を有する場合、別表十七(三)等を作成・添付していますか（合算課税制度の適用を受けない場合であっても、これらの外国関係会社又は特定外国関係会社の財務諸表、申告書等を添付する必要があります。）。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	合算対象とされる外国関係会社は、次のとおりとされています。 (1) 特定外国関係会社（いわゆる「実体基準」及び「管理支配基準」のいずれにも該当しない外国関係会社（一定の持株会社等を除きます。）、総資産額に対する一定の受動的所得の割合が30%を超える外国関係会社で総資産額に対する一定の資産の割合が50%を超えるもの、関連者からの保険料収入が大部分を占める等の要件を満たす外国関係会社、財務大臣が指定する情報交換に関する国際的な取組への協力が著しく不十分な国・地域に本店等を有する外国関係会社） (2) 対象外国関係会社（いわゆる「事業基準」、「実体基準」、「管理支配基準」又は「非関連者基準」若しくは「所在地国基準」の要件のいずれかを満たさない外国関係会社で(1)以外のもの） (3) 部分対象外国関係会社（(2)の要件の全てを満たす外国関係会社で(1)以外のもの）（注） （注） 部分対象外国関係会社のうち、銀行業、金融商品取引業又は保険業を行う一定のもの及び外国金融持株会社等を外国金融子会社等といいます。
	81	★			別表十七(三)等の各欄は、添付した外国関係会社の財務諸表、申告書等の記載内容と一致していますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	
	82	★			別表十七(三の二)の24欄の金額は、2 欄の事業年度中に確定した法人所得税の額を記載していますか（2 欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載していませんか。）。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	2 欄の事業年度の所得に対する法人所得税の額を記載した場合には、課税対象金額の計算に誤りが生じることがあります。
	83	★			別表十七(三の二)の28欄の金額の換算レートは、特定外国関係会社又は対象外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社（特定外国関係会社又は対象外国関係会社）を有するときは、その全ての外国関係会社につき、その電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
	84	★			別表十七(三の五)の6 欄、8 欄及び12欄の金額は、それぞれ4 欄の事業年度の所得に係る外国法人税額、適用対象金額及び課税対象金額を記載していますか。 また、その外国法人税額に係る申告書等を添付していますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	4 欄の事業年度（6 欄の外国法人税額の対象となる所得が生じた事業年度）が当事業年度の申告書に添付した別表十七(三の二)の2 欄の事業年度（当事業年度に合算される課税対象金額が生じた事業年度）と異なる場合には、当事業年度の申告書に添付した別表十七(三の二)の26欄（適用対象金額）や28欄（課税対象金額）の金額ではなく、4 欄の事業年度に係る適用対象金額や課税対象金額を記載する必要があります。
	85	★			別表十七(三の五)の36欄及び37欄の金額の換算レートは、外国関係会社の事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日における電信売買相場の仲値を適用していますか（自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を適用している場合、継続適用していますか。）。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	自社の同日を含む当事業年度終了の日における電信売買相場の仲値を継続適用している場合で、2以上の外国関係会社を有するときは、その全ての外国関係会社につき、その電信売買相場の仲値を適用する必要があります。
特定課税対象金額等がある場合の外国法人から受ける配当等の益金不算入額等 別表十七(三の七)	86	★			5 欄は、当事業年度中の日付となっていますか。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	配当等について、継続してその支払を受けた日（その支払のために通常要する期間内の日に限ります。）の属する事業年度の収益としている場合には、当事業年度中の日付とならないことがあります。
国外関連者 別表十七(四)	87	★			国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との取引状況等」欄を記載していますか（取引には対価の授受がないものも含みます。）。	☐ 通	☐ 否	☐ 非該当	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。

申告書確認表（内国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク		確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
B ／ S ・ P ／ L ・ 勘 定 科 目 内 訳 明 細 書	評価損等	88	★	★		有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
	役員給与等	89	★			申告書に添付した役員給与等の内訳書の「事前確定届出給与」欄に記載された金額は、事前確定届出給与に関する届出書に記載した金額と一致していますか。 また、確定数給与の支給として行う株式又は新株予約権の交付が正常な取引条件で行われた場合のその確定数給与に係る損金算入額は、交付決議時価額と一致していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	所轄税務署へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合には、実際の支給額の全額が損金の額に算入されません。 また、確定数給与の支給として行う株式又は新株予約権の交付について、正常な取引条件で行われた場合の損金算入額は交付決議時価額となり、正常な取引条件で行われなかった場合の損金算入額は役務提供の価額となります。
		90	★			業績連動給与の額を損金の額に算入している場合、非同族会社又は非同族会社による完全支配関係がある同族会社に該当していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	非同族会社による完全支配関係がない同族会社が支給した業績連動給与の額は、損金の額に算入されません。
		91	★	★		役員に対する給与（使用人兼務役員に対する使用人職務分を除きます。）の額のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び損金となる業績連動給与のいずれにも該当しないものの額を別表四で加算していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	他社から出向者を受け入れ、その出向者が自社で役員となっている場合で一定のときには、自社が他社（出向元法人）へ支出するその役員に係る給与負担金の支出を自社におけるその役員に対する給与の支給として、左記の内容を確認する必要があります。
		92	★			税務上使用人兼務役員にならない役員（専務取締役、常務取締役、監査役等）に対する給与の額を、「使用人職務分」欄に記載していませんか（その役員に対する給与の額が専務取締役等就任前の使用人職務分に対する給与の額である場合を除きます。）。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	左記の役員以外にも、非常勤役員は常時使用人としての職務に従事していないことから、使用人兼務役員になることはできません。
		93	★			「使用人職務分」欄に金額の記載がある場合、使用人としての職制上の地位（部長、工場長等）を「役職名」欄及び「担当業務」欄に記載していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	総務担当取締役、経理担当取締役等のように、特定の部門の職務を統括しているだけでは使用人兼務役員になることはできません。
特別損失 雑損失等	94	★	★		損金の額に算入されない租税公課、罰科金等の額を別表四で加算していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	租税公課及び罰科金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は科料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。	
消費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 申 告 書 （ 一 般 用 ） ・ 添 付 書 類	共通事項	95	★			電子申告義務がある法人の場合、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	平成30年度税制改正により、電子申告義務がある法人の令和2年4月1日以後に開始する課税期間については、消費税及び地方消費税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類（付表1－3等）の全てを電子申告により提出しなければならないこととされました（一定の場合を除きます。）。 なお、「電子申告義務がある法人」とは、当事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社をいいます。
	資産の譲渡等	96	★	★	★	申告書第一表①欄の金額は、付表2－1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2の各欄）又は2－3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2－1若しくは2－3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
		97	★	★		非居住者から受け取る利子等（外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を付表2－1③F欄又は2－3③C欄に記載していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	非課税資産の譲渡等のうち、金銭の貸付けや国債等の取得で債務者が非居住者であるもの等については、輸取出引（免税取引）とみなされ、課税売上割合の計算上、これらに係る利子等の額は分母、分子に算入されます。
		98	★	★		付表2－1⑥F欄又は2－3⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。 (1) 有価証券の譲渡対価の5％相当額 (2) 土地等の譲渡対価の金額 (3) 受取利子の金額 (4) 集団投資信託の収益の分配金 (5) 従業員から受け取る社宅家賃等	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。

申告書確認表（内国法人用）

令和6年4月1日以後開始事業年度等分
内国法人用

項 目		No.	吹き出し別表 へのリンク		確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項	
消費税及び地方消費税の申告書（一般用）・添付書類	控除税額	99	★	★		令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1－1②のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表1－2の各欄）又は1－3②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2－1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2の各欄）又は2－3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	売上税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、売上税額の計算について割戻し計算を適用している場合には、仕入税額の計算は積上げ計算又は割戻し計算のいずれかを選択することができます。
		100	★	★	★	令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2－1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2の各欄）又は2－3⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、付表2－1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2－2の各欄）又は2－3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	仕入税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けるためには、次の(1)及び(2)を保存することとされています。 (1) 適格請求書発行事業者以外の者から受領した区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等 (2) 経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿
		101	★	★	★	課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	個別対応方式を選択した場合には、課税仕入れに係る消費税額を、課税売上げにのみ要するもの、非課税売上げにのみ要するもの並びに課税売上げ及び非課税売上げに共通して要するものに区分する必要があります。
		102	★	★	★	付表1－1⑥のD欄、E欄又は1－3⑥のA欄、B欄は、貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の6.24/108、7.8/110相当額を、付表1－1⑥X欄は、付表1－2⑥のA欄、B欄、C欄の貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の3/103、4/105、6.3/108相当額の合計額を記載していますか。 また、不課税又は非課税取引（金銭の貸付け等）に係る貸倒れについて控除の対象としていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	貸倒れに係る売掛金等の額（税込額）の5/105、8/108又は10/110相当額を記載した場合（地方消費税を含めた場合）には、貸倒れに係る税額が過大となり、控除税額の計算に誤りが生じることがあります。
	特定課税仕入れ（リバースチャージ方式）	103	★			課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れ（例えば、国外事業者が行うネット広告の配信等）がある場合、申告書第二表（課税標準額等の内訳書）の⑧～⑩欄に特定課税仕入れに係る支払対価の（合計）額を記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	承認を受けた課税売上割合に準ずる割合が95%以上であっても、課税売上割合が95%未満であり、かつ、特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告を行う必要があります。
	税額の計算	104	★			申告書第一表⑩欄及び⑪欄の金額について、消費税及び地方消費税のそれぞれの金額の集計・配賦誤りや、中間申告11回目分の記載漏れはありませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	集計・配賦誤り等があった場合には、消費税（又は地方消費税）に係る修正申告と地方消費税（又は消費税）に係る更正の請求が必要となることがあります。 また、課税期間の末日において納期限が到来していない中間申告11回目分について、記載漏れがないかを確認する必要があります。
	法人税申告書等との関係		105	★	★		法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行っていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当
		106	★	★	★	申告書第一表⑯欄の金額は、貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額と一致していますか（各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付（還付）税額を調整した金額と一致していますか。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	法人税申告書別表四の加減算項目中、消費税法上課税取引となるものについて、消費税及び地方消費税の申告書において調整を行った場合には、申告書第一表⑯欄は、その調整額を考慮した金額（貸借対照表と法人税申告書別表五(一)の未払（未収）消費税額等の合計額）と一致することとなります。
		107	★	★		課税仕入れに係る消費税額が全額控除できず、資産に係る控除対象外消費税額等を損金の額に算入している場合、法人税申告書別表十六(十)を添付していますか。 また、課税売上割合が80%未満である場合、繰延消費税額等の損金算入限度額の計算をしていますか（資産に係る控除対象外消費税額等が棚卸資産及び特定課税仕入れに係るもの並びに一の資産に係る金額が20万円未満である場合で、損金経理をしたものを除きます。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	法人税申告書別表十六(十)の各欄の消費税額等は、消費税額と地方消費税額との合計額を記載する必要があります。

- 1 表中の法令は、以下の略語を用いています。
- | | | | | | |
|----|-------|---------|--------|-------|------------------------|
| 法法 | …………… | 法人税法 | 法令 | …………… | 法人税法施行令 |
| 措法 | …………… | 租税特別措置法 | 租特透明化法 | …………… | 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律 |
- 2 令和6年10月1日現在の法令・通達によっています。